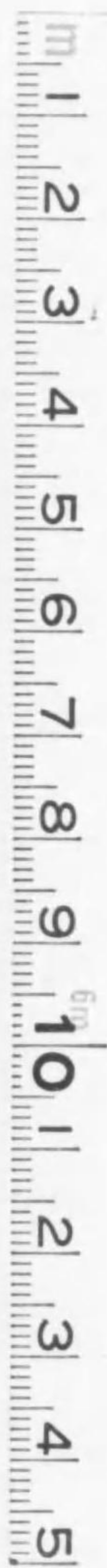


特279-14



1200601101897

考古圖集



始





I 種

W



1200601101897

考古圖集解説 第二十二集

鹿島神宮神寶號

大刀

(211) 飾御靈の模しを傳稱せらるゝものなり。拵の全長八尺九寸五分、頗る長きものなるも、製作より見て是が所謂奉納の大刀なりしを知るべし。しかもその手法より見て、本遺品が奈良時代前後のものなるを推定すべきものあり、今、拵より身に互つて之を概説すべし。

拵を柄に鞘に分つ。柄は全長一尺二寸九分、鞘は長さの比一三七にありて、奈良時代のものに比するも、柄の長さの比較的短きを見る。柄頭に金銅の透金物を伏せ、金銅の冑金を打てり、把は木製にして黒漆をかけ、朱漆にて雲文を描けり。目貫は二個あり、鐔元に近きは、飾目貫にして梅花文をなせるも、所謂眞の目貫は目釘頭を切籠にして、猪目形に似たる形の環を打てり。是れ所謂懸金物にして、懸即ち後世の手貫緒をかけしころなるも、懸は今失はれて見るべからず。寸法は柄頭の透金具の長さ四寸二分あり、幅、柄頭に二寸一分、懸金物の右側（向つて）にて一寸八分六厘、最も少くして一寸八分二厘、是より漸

(43) 第二十二集 解説

次鐔元に赴くに從つて増して二寸八厘に至つて縁金物に終る。重ねも亦大約幅に相比例して寸法を減ず、即ち柄頭近くにて一寸六厘あり、幅の最も少きころにて九分六厘あり、鐔に近く九分九厘なる。柄頭に重みを托して以て力をここに加へんとするは、我が刀劍に見る通性にして、本遺品は之をよく現はせしものさばなし難きも、大約その手法を捉へ得たるものとすべし。

鐔は插圖に見るが如く、所謂葉鐔に一步を進めたるものあり、即ち所謂劍鼻には透しを設けて鐔の重さを減ずるに共に、鐔の兩側に括弧狀の添金物をつけて、以て大略後世の儀仗の太刀に見るものと似たるものをつくれり。長徑三寸三分四厘・短徑二寸七分・厚六分二厘。縁金物、鐔口の金物と共に文様を同じうす。縁金物の長徑二寸三分八厘、短徑一寸一分二厘、倒卵形に近きも、幅大に狭し。切羽なきも鐔あり、鐔は長徑一寸二分、長さ四分二厘。鐔は古墳發見のものに之を見るべく、而して藤原時代以後のものに亦之を見る。しかれども、奈良時代、殊に本遺品の外形が頗る似たるものある正倉院御物金銀銅唐大刀の如きものには、支那の制に倣つて鐔を有せず、是れ本遺品の年代及性質を考ふる上に注意すべき事實なりとす。

鞘の製作は大體に於いて柄に似たり。只だ足金物たる山

(44) の二つあるあり、賣金物の一あるのみにして、精尻の金物
なるは、正倉院のものに全く似たり、山の嶺に金銅の覆
輪あり、而して唐草の透金物の上に更に梅花様の坐金を打
ち、その蓋にあたるところに、古くは玉を嵌せしが如し。
佩裏に足金物あるも、帯執は今亡失せり。

以上を通じて、胃金・縁・鐔・鯉口及び山の覆輪は金銅魚子
地に所謂天平雲を毛彫にせる、金銅の唐草透金物は、裁り
方粗く、鑿の痕今にも残れり。

身は刃の長七尺四寸一分、莖の長一尺九分、即ち七寸一
の比にあり。身は鐔元にて幅一寸六分、重ね三分七厘、鋒
にて幅一寸五厘・重ね二分、身の断面は平棟にして稍、片肉
の感あるも、大體に於いて古墳發掘のもの如く鑄を有せ
ずして平刃なり。鑄びしを以て、刃文等の有無は明にし難
し。鋒は所謂脚をなしてふくらかれしも、奈良時代のもの
に多き冠落しをなさず。莖は一目釘孔あるのみにして、し
かも莖先きにあり、關は棟關刃關二つあるは、全く古墳發
見のものに似たり。

しからば本遺品の年代は直ちに決し難きものあり、拵の
大體に於いて正倉院御物のに似たるは、本遺品を略は奈良
時代に推定して大過なきを思はしむるも、細部、殊に鐔の
形状等に見て正倉院御物より相対的年代の下れるものなら

しものを傳ふ。今前後輪及び居木の存するのみ。

前輪は黒漆に金銀蒔繪にて梅竹を掛けり。梅花を描
きし銀は、色すでに褪せしも、竹に用ひし金は、色鮮かな
るものあり。覆輪は金銅にして、馬挟み九寸九分、山の
高さ二寸九分四厘、總高九寸一分、山高と總高の比が三ミ
一にあるに見て、本鞍が所謂金覆輪の軍陣鞍なるを知る。
洲濱形は未だ所謂洲濱形の形を探らず、罅口二
寸三分、山の厚さ峯に近くして七分、洲濱形縁際にて一寸
三分七厘、爪の先きに金具を伏せたり。蒔繪の文様、金具
及び輪廓等に見て、本品が鎌倉時代に屬するを知る。
後輪もその製作手法全く前輪と同じきは言ふ迄もなし。
寸法、馬挟み一尺三寸二分、總高一尺、山高二寸三分六厘、
罅口二寸四分、山の厚さ峯に近く七分六厘、洲濱形の縁に
近く一寸七分あり。

居木は「古今要覽稿」によるに、幅三寸二分、居木間に
長九寸五分、外にて長七寸三分ありとあり。居木先に鍍金
の覆輪をつけ、表に梅竹の金銀文あるも、今はかすれて僅
かに察知し得るのみ。

(215) 懸鏡

(45) 二面ともに輪廓に注意すべきものあり、即ち内曲線を以

んかとするも可なるべく、而して一面身の形状及び鐔のあ
る等古墳發見品との類似を有するものありて、この相対的
年代の推定に一致せざるものあり。しからば今日に於いて
は、本遺品の製作を地方的のものとし、拵は中央に倣ひし
が、身は以前より傳へし手法を傳襲せしものと假定し、年
代を正倉院御物のものに前後するものならんとして、是が
斷定を後日にまたんか。

(212) 古印

集古十種所載を以て人に知らるゝもの、鈕の鳥首様の形
をなせるは、鑄損の爲め偶然出來しものなるべし、かくの
如き鑄損のあるは、鑄型が蠟製の爲なるべしといふ。(香取
秀真氏談) 印面は一寸二分八厘四方あり、高さ一寸四分五
厘、頸部三分二厘に二分四厘、鈕は高さ四分六厘、文字の
深さ一分五厘、印文に「申田宅印」あり、これを如何に解
すべきか、未だ定説なきも、申を神の略劃とすは可能性
多き假定なるべし。雖も研究の餘地あり。製作平安時代
にあるべし。

(213) (214) 鞍橋

建久二年十二月、源頼朝鹿島三郎政幹をして奉納せしめ

て八角形をつくりしを以て、葵花鏡を反對にせるが如し。ミ
雖、菱花鏡の單純化せしものを見るべし。かゝる型式は類
稀なりといふべきも、製作粗、圖樣亦優秀なりといふべか
らず、圖版の向つて右は青銅製にして薄手、徑八寸七分、
左右に相對せる雙禽を、上下に花枝各一雙を配せり。

向つて左は同じく青銅製にして薄手、雙鈕縁に近く並べ
り、徑八寸九分五厘、飛禽と花枝とを交互に配せり。手法
前者に優れるを見るべし。

(216) 和鏡

向つて右は徑四寸七分、縁は蒲鉾形にして素鈕、草花の
間に双雀を描けり、左は稍大形にして素鈕、双蝶の間尾長
鳥あり、共に青銅製、薄手、鎌倉時代なるべし。

(217) 懸鏡

墨銘あるものを收めたり。向つて右のもの、
「奉懸鹿島大神宮
御正體一面
右爲心中所願成就
奉懸如件
正慶二年正月七日
僧妙陳」

(46) 第二十二集 解説

向つて左のは、

「奉懸鹿島大神宮

御正體一面

右意趣者爲心中所願

成就圓滿奉懸如件

正慶二年正月七日

左兵衛尉紀貞直

尼 法 正

沙彌 妙 喜

こあり。鏡背素文無縁、共に青銅製にして徑八寸三分あり。

(218) 懸鏡

毛彫を以て佛像を現はせるものを收めたり。向つて右は青銅製、徑四寸七分、鈕は背面にあつて縁に近寄れり。稍、厚手にして縁の型式蒲鉾形に近し。鏡面の佛像は十一面觀音か、蓮華の上に坐し、右手白蓮を持ち、左手施願す。頂に十一面あり。向つて左も青銅製、徑五寸一分、鏡背無文にして蓮華、吊手を鑄出しにせり。鏡面の佛像も觀音なるべし。最勝心明王經に「觀自在菩薩、身相白色にして虎皮を披きなし、白玻璃寶以て腰織さ爲し、黒皮を以て角絡して披し、白蓮華に住し、左手に白蓮華を持ち、右手施願す、蓮華野満なし」とあるに數すべし。共に鎌倉時代ならむ。

(219) 扇平

口を阿に開き、前後を繋へすして稍、柄に置けり。見るべきものあり。木製、金箔押、鎌倉時代なるべし。

(220) 軍扇

扇は略ほ全形を見るべし。長五寸二分五厘、幅上端にて五寸四分五厘、下部にて四寸、厚さ一分六厘。革をはぎ、その上に布を張つて漆を塗り、金箔を置けり。柄長一尺六寸三分、扇部以下を革にて縫巻して黒漆を施せり。比山時代を下らざるべし。

(221) 擬寶珠

御本殿階際の勾欄にあるもの、銘に

元和四年

午曆月吉日

御大工

権名伊藤守

こあり。輪廓雄健なり。

(46) 第二十二集 解説

向つて左のは、

「奉懸鹿島大神宮」

御正體一面

右意趣者爲心中所願

成就圓滿奉懸如件

正慶二年正月七日

左兵衛尉紀貞直

尼 法 正

沙彌 妙 喜

とあり。鏡背素文無縁、共に青銅製にして徑八寸三分あり。

(218) 懸鏡

毛彫を以て佛像を現はせるものを收めたり。向つて右は青銅製、徑四寸七分、鈕は背面にあつて縁に近寄れり。稍、厚手にして縁の型式蒲鉾形に近し。鏡面の佛像は十一面觀音か。蓮華の上に坐し、右手白蓮を持ち、左手施願す。頂に十一面あり。向つて左も青銅製、徑五寸一分、鏡背無文にして無鈕、吊手二を鑄出しにせり。鏡面の佛像も觀音なるべし。最勝心明王經に「觀自在菩薩、身相白色にして虎皮を褌まなし、白玻璃寶以て腰纏ま爲し、黒皮を以て角絡して被し、白蓮華に住し、左手に白蓮華を持ち、右手施願す、瓔珞臂釧なし」とあるに徴すべし。共に鎌倉時代ならむ。

(219) 獅子

口を阿に開き、前肢を整へずして稍、斜に置ける姿勢に見るべきものあり、木製、金箔押、鎌倉時代なるべし。

(220) 軍扇

扇は略ほ全形を見るべし、長五寸二分五厘、幅上部にて五寸四分五厘、下部にて四寸、厚き一分六厘。革をはぎ、その上に布を張つて漆を塗り、金箔を置けり。柄長一尺六寸三分、扇部以下を革にて蛙巻して黒漆を施せり。桃山時代を下らざるべし。

(221) 擬寶珠

御本殿階際の勾欄にあるもの、銘に

元和四年

戊霜月吉日

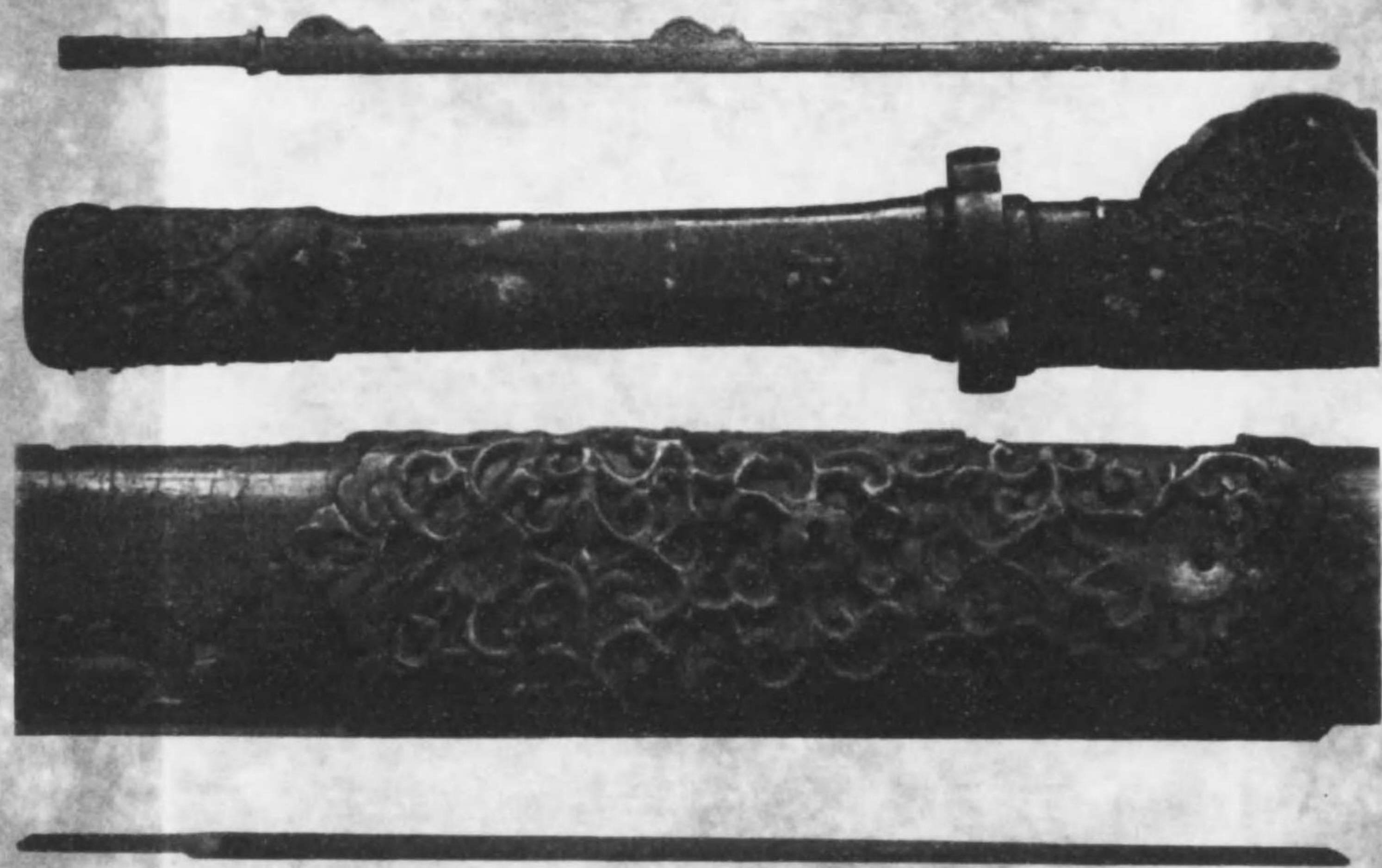
御大工

椎名伊豫守

とあり。輪廓雄健なり。

大 刀
(鹿島神社藏)

211



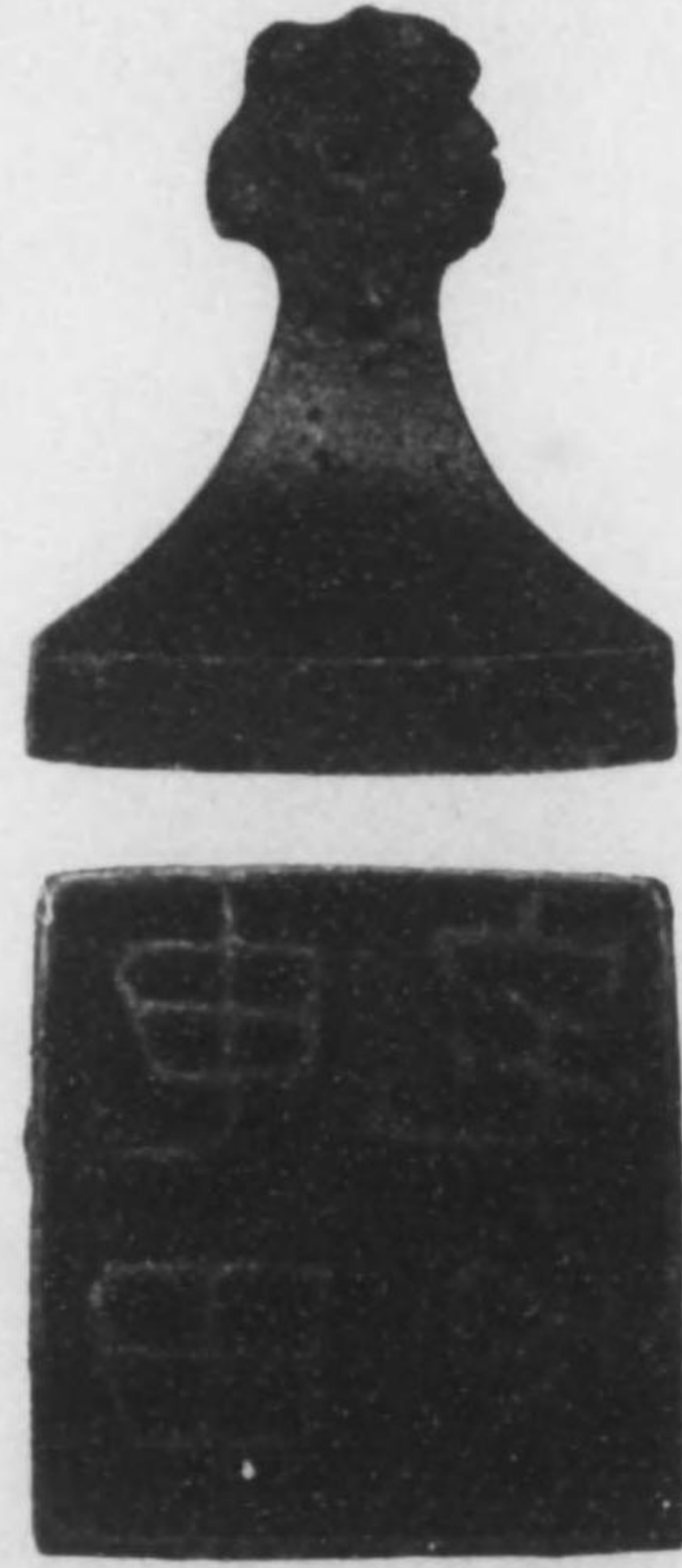
1200601101897

第二十二集(鹿島神社藏)



扇軍及印古
(鹿島神社)

212

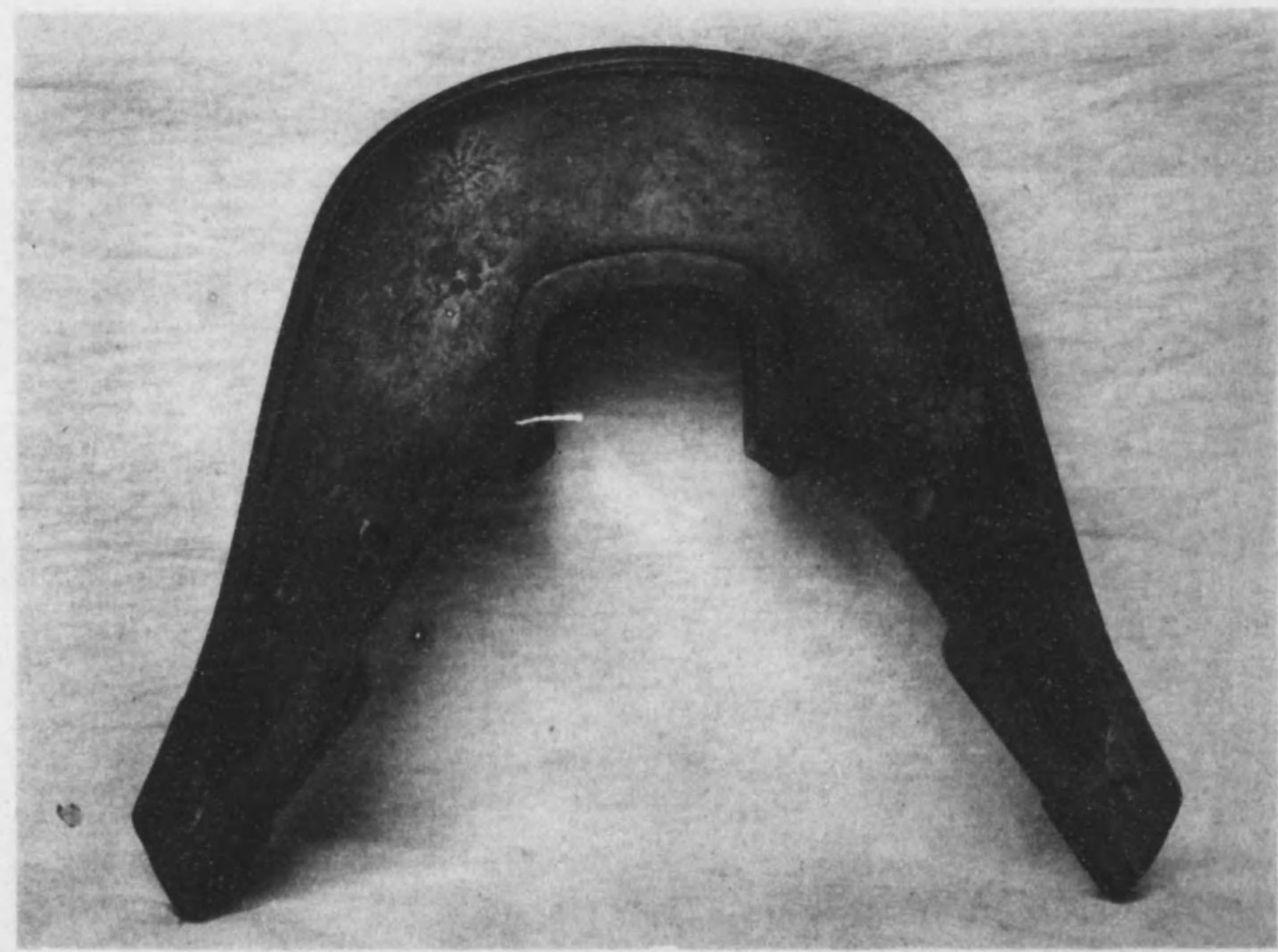


1200601101897

第二十二集(鹿島神社)

橋 鞍
(藏 宮 神 島 鹿)

213



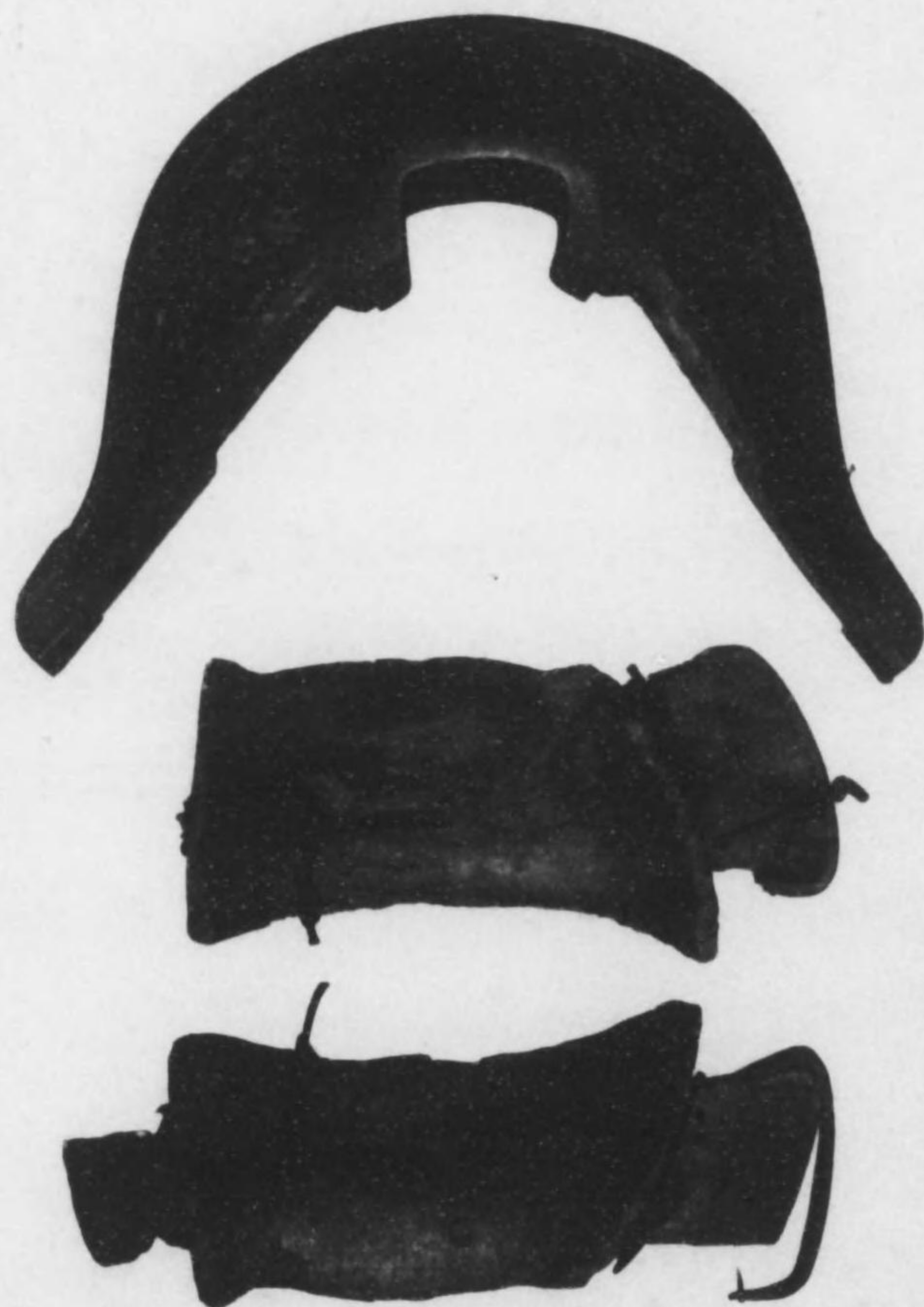
1200601101897

第二十二集(鹿島神宮藏)



橋鞍
(藏宮神島鹿)

214

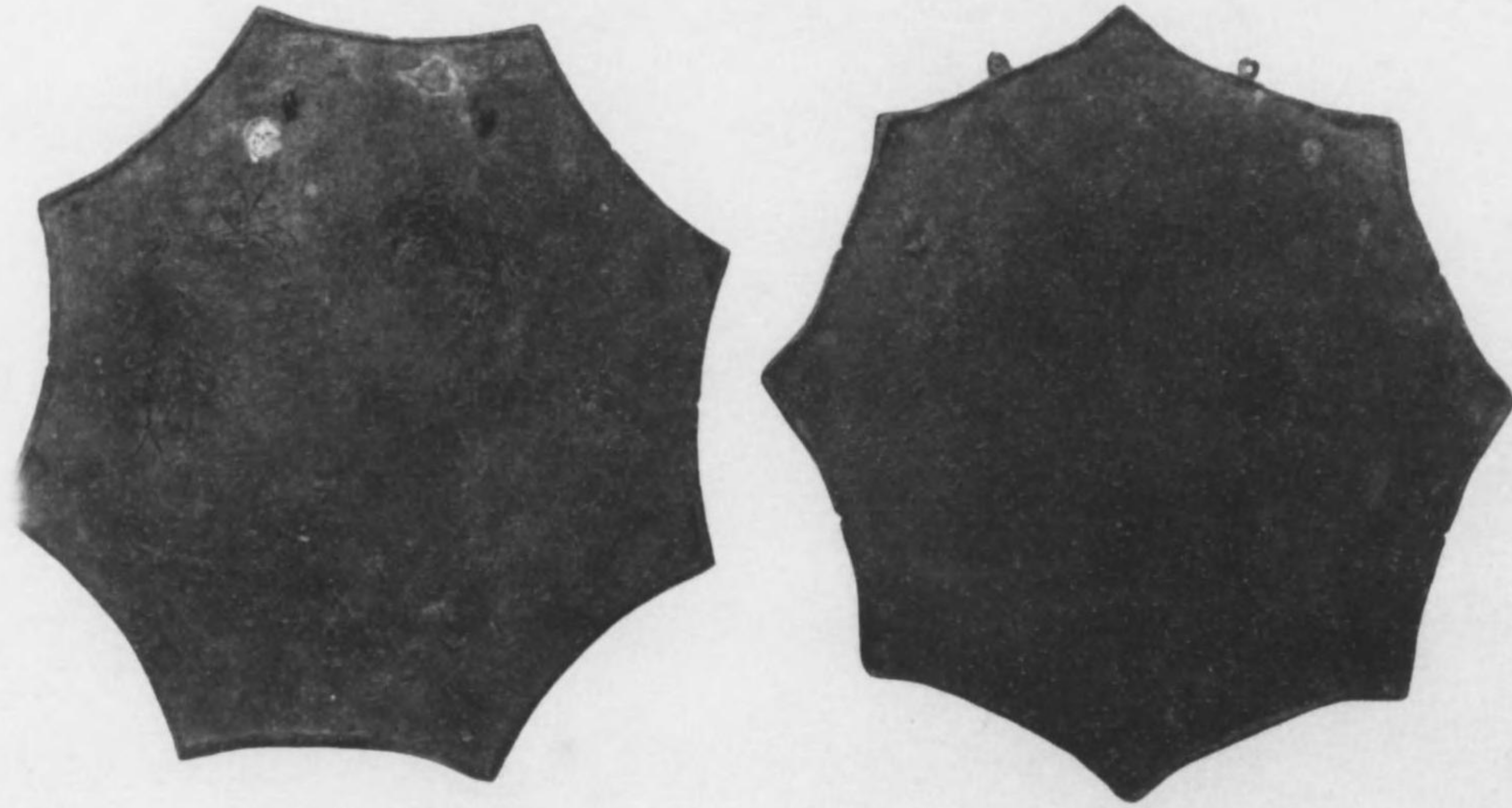


第二十二集(鹿島神宮藏)

1200601101897

鏡 懸
(鹿島神宮藏)

215

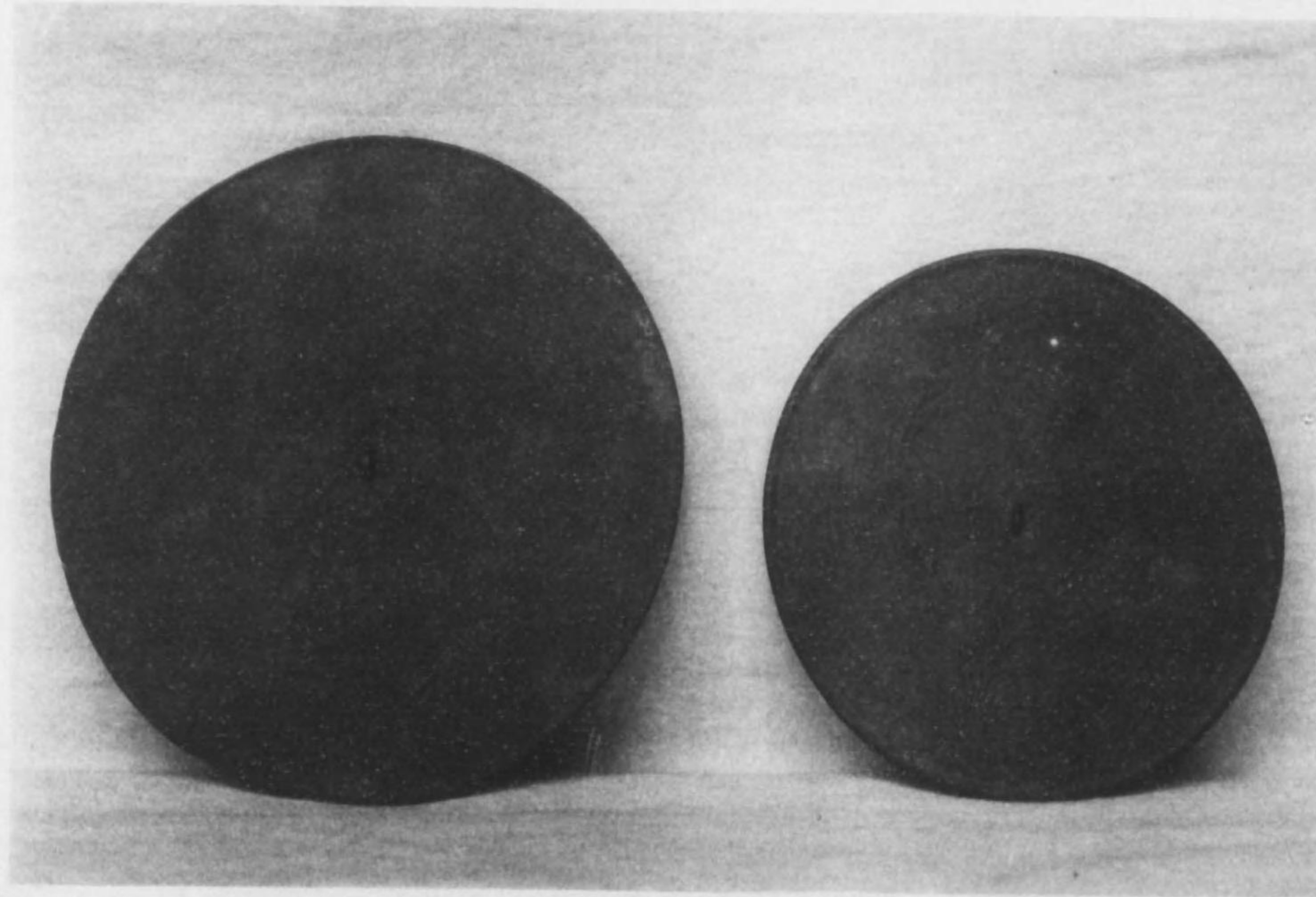


第二十二集(鹿島神宮鏡)

1200601101897

鏡 和
(藏 宮 神 島 鹿)

216



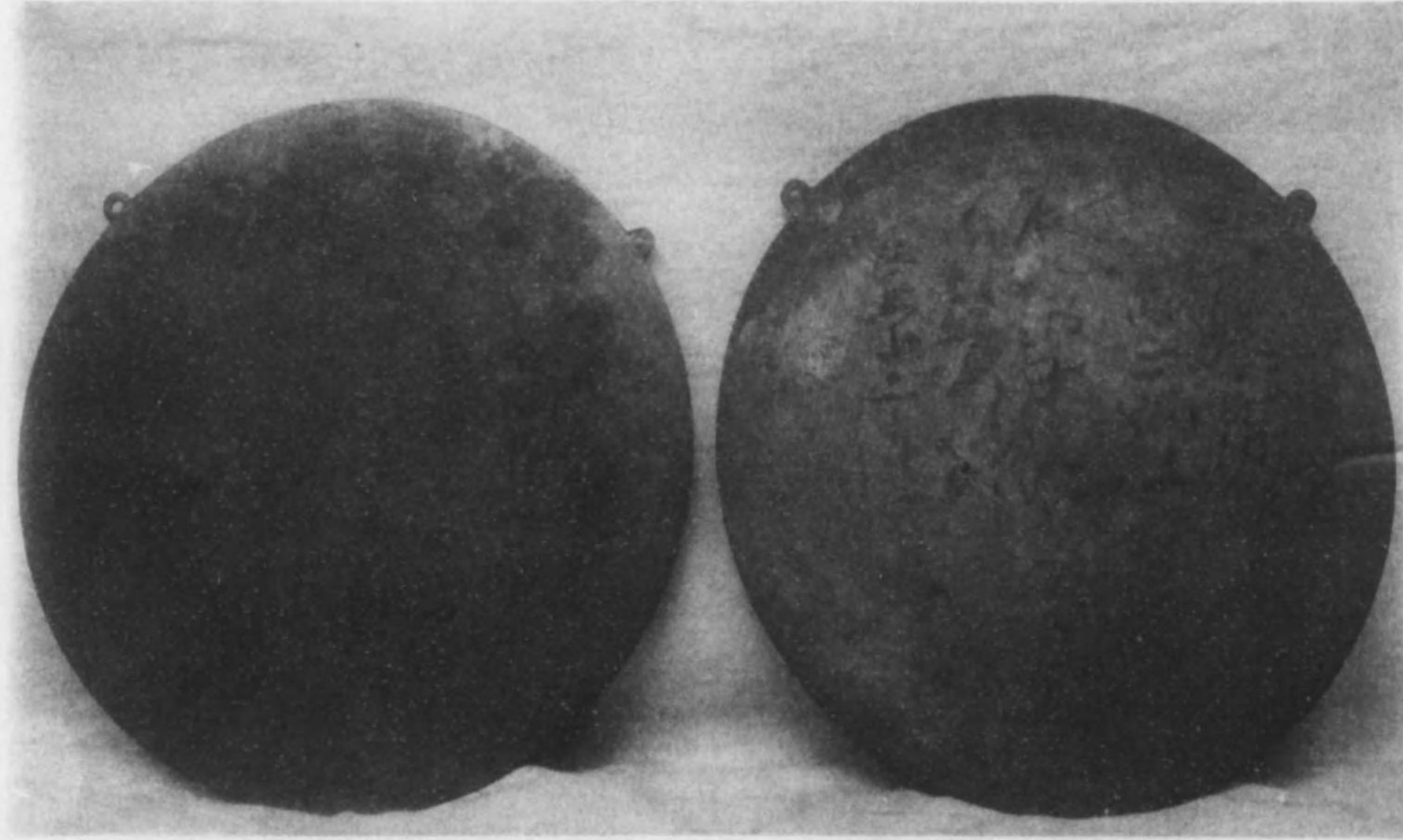
1200601101897

第二十二集(鹿島神宮鏡)



鏡 懸
(鹿島神社)

217



1200601101897

第二十二集(鹿島神社鏡)



鏡 懸
(鹿島神社宮藏)

218



1200601101897

第二十二集(鹿島神社宮藏)



子 獅
(藏宮神島鹿)

219



第二十二集(鹿島神宮藏)

1200601101897

珠寶擬
(殿拜宮神島鹿)

220



第二十二集(鹿島神宮號)

1200601101897



大正十一年六月十八日印刷
大正十一年六月二十日發行

不許
複製

發行所	東京市本町區西區三十四番地
代表者	高橋健自
印刷者	大塚巧藝社
印刷所	東京市本町區西區三十四番地
發賣所	東京市本町區西區三十四番地

終

